

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
			《要望の内容》 当該措置の適用期限を機構の存続期限までとする。
			《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の12第1項第1号口 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第3項
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間)
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。
			《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
10	有効性等	① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		② 適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679 千円を活用している。
		③ 減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和元年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和2年度以降、各年度 144 百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額 × 法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 ^{※1} × 0.21% ^{※2} = 57,705 千円(～平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% ^{※2} = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% ^{※2} = 144,263 千円(平成 28 年度～) ※1 減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679 千円を活用している。 ※2 東京都適用税率

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和元年度で 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。</p> <p>その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることにより、令和2年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。</p> <p>その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税込減を是認する効果があるといえる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月